

(仮称)

金融活動作業部会（FATF）は、資金洗浄・テロ資金供与対策（AML/CFT）に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与（ML/TF）リスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守強化を進捗するため、FATFは郵路上重大的な欠陥を特徴した。これらの国・地域と協働して国際金融システムにリスクをもたらすそれら欠陥に対応する。

当該国・地域から生じる潜在的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATFが全ての加盟国及びその他の国・地域に対する抗議措置の適用を要請する対象となる国・地域	iran
iran、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)	
資金洗浄・テロ資金供与対策に監督・上級大臣を欠陥があり、それら文書に含まれるため取締をみせていない、あるいはFATFと算定したアクションプランに反映していなかったない国・地域。FATFは以下に記載する国・地域に関連した欠陥から起これりリスクを考慮するよう、加盟国に要請する。	
アルジェリア エクアドル エチオピア エドネシア ケニア ミャンマー ベキスタン シリア タンザニア トルコ イエメン	

FATFに認められたアクションプランの大部分に対処したベトナムの進歩に伴い、同国は現在、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善・維持プロセス」に陽動作んでいる。

サントメ・プリンシペは、以前のFATF声明にて特定された。サントメ・プリンシペは進歩をみせているものの、依然として資金洗浄・テロ資金供与対策の分野には、多くの監督上重大な欠陥が残存している。しかし、同国の金融セクターは小規模であり、かつ国際金融システムへの影響が小さいことから、FATFはサントメ・プリンシペが残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に

対応するため、GABA(互アフリカFATF型地域体)と緊密に協働していくべきであると決定した。

イラン

イランはこれまでにFATFと連携し、正時にFATFに対して資料の提出を行つたにも関わらず、FATFは、同国がテロ資金供与のリスクに対応していないこと、それによつてもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き、特別、かつ極めて憂慮している。

FATFは、これまでの加盟国への要請を再確認とともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATFは、強化された監視に加え、2009年2月25日の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATFは、対抗措置やリスク控除措置の巡回・回避に利用されるコハース契約を防止すること、及び国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを各國・地域に対して引き続き求めめる。イランより生ずるテロ資金供与の脅威が継続していることから、各國・地域はこれまでに講じた措置を考慮し、追加的な予防措置若しくは現在講じている措置の強化を検討すべきである。

FATFは、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の届出義務を効果的に実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応をとることを求める。イランがテロ資金供与対策体制の改善を継続するための具体的な対応をとらない場合、FATFは、対抗措置を施すことを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2014年2月に検討する。

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)

2013年6月以来、DPRKは直接FATFと連携することを継続しており、APG(アジア・太平洋FATF型地域体)とも更に連携を行つてゐる。FATFは同国に対し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランに関して合意に至るよう、FATFとの連携を強化することを求める。

FATFは、DPRKが資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重大な欠陥に対して対応をとっていないこと、それによつてもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATFは、DPRKが資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATFは、2011年2月25日付の加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、DPRK系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATFは、強化された監督に加え、DPRKより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。全ての国・地域は、また、対抗措置やリスク監視措置の匡団・回避に利用されるルートを防止すべきであり、国内でDPRK系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮すべきである。

#### アルジェリア

アルジェリアはFATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において設定された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行を行を含め、アクションプランの履行において、FATF及びMENAFATFと協働することを継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を維持することを懇意する。

#### エクアドル

エクアドルは、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化、及びテロリストの資産の凍結体制における欠陥に対するための刑法改正法案が国民議会で既時に採択されたことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩をみせている。これら改正はまだ効いていない。しかし、この重要な進歩、及びFATF及びGAFISUD(南米FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、設定された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化の確保、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を投収するための適切な手続の履行、及び④金融セクター監督の協調強化の継続を含め、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの履行に取り組むべきである。尚に、2014年2月の

FATF会合までに、改正刑法の発効に向けて速やかに対応しなければならない。さもなくばFATFは全ての加盟国に対し、同国に開催するリスクに応じた対抗措置の適用を要請することを2014年2月会合にて検討する。

#### エチオピア

エチオピアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、同国の、FATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。エチオピアは、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリストの資産を特定し凍結するための適切な法的枠組み及び手続の構築・履行、及び②顧客管理措置の改善を含め、アクションプランの履行への取組を継続るべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を維持することを懇意する。

#### インドネシア

インドネシアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、インドネシアの、FATF及びAPIGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進歩を示しておらず、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続及び履行において、ある一定のテロ資金供与対策上重大な欠陥が残存している。FATFは、同国が國際基準を遵守するために、残存する問題に対応することを懇意する。

#### ケニア

ケニアは、テロ資金供与罪を改正する財政法案の国会承認を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、この法律改正はまだ大蔵省承認が得られていない。ケニアの、FATF及びESAAMLG(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、③テロリストの資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び④全ての金融セクターに対する、適切かつ効果

的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの実施を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを推奨する。

#### ミサンマー

ミサンマーは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、ミサンマーの、FATF及びAPGと協議し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対するハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対する処理ため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続及び履行、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しのさらなる強化、④資金にかつて果的に機能する資金情報機関の確保、⑤金融における透明性の強化、及び⑥顧客管理制度の強化を含め、アクションプランの履行への取組を継続るべきである。FATFは、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥へ対応すること、及びアクションプランの履行過程の継続を推奨する。

#### ハキスタン

ハキスタンは、テロリストの定義に応じるための法規定、及びテロリストの資産の特定及び凍結のための手続を定めるテロ対策法改正令の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた大きな進歩を見出している。FATFは、2013年10月12日に施行されたテロ対策法改正令が発布され、当該改正令により、直ちに同国が国連安理会決議1373の履行を開始したことについて称賛する。FATFは、当該改正令が会正法の実施が迅速に開始されることを懸念する。しかし、FATFは、当該改正令が会正法を経て恒常的な法令へと転換される必要のある一時的な性格のものであることにについて懸念を有している。そのため、FATFは、バキスタンの当局が、当該改正令について迅速に議会承認を得るために必要な行動をとることを求める。もし、2014年2月のFATF会合までにバキスタンがテロ対策改正令の内容を法律に含めらるためのテロ対策法の改正を行った場合、FATFは、2014年2月のFATF会合において、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行うことを決定することが出来る。

#### シリア

シリアは、2013年7月の資金洗浄・テロ資金供与対策改正令公布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。FATFは、国連安理会決

議1373に基づく義務の履行、及びテロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の履行のための十分な法令整備に關し、との程度対応されているかを判定するためには、未だ当該改正令を審査していない。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを、同国に対し懇意にする。

#### ダーラニア

ダーラニアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATF及びOBSAMMLGと協議し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内に十分な進歩を示しておらず、テロ資金供与対策において、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手續の構築及び履行に關してある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。FATFは同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意する。

#### トルコ

トルコは、国連安理会決議1267、1988及び1989を履行するための開催評議会令の発布を含む、テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を引き続きみせている。しかし、ある一定の懸念は残存しており、トルコは連安理会決議1267及び1373に基づき、テロリストの資産を特定及び凍結するための適切な法的枠組みの履行に向け、異なる取組を行わなければならない。また、同国は、テロ資金供与が適切に犯罪化されいることを引き続き確保されなければならない。FATFは、同国が残存する戦略上重大な欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意する。

#### イエメン

イエメンは、資金洗浄・テロ資金供与対策法の改正法の採択及び施行を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩をみせている。この改正はあまりに近時に行われたものであるため、FATFはまだ当該改正法を審査しておらず、次に掲げる事項に關し、どの程度が既にされたかを判定していない：①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手續の構築及び履行。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

（以上）



国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：  
概説ブロセス

2013年10月18日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する統統的な枠組の一環として、今までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有しがつそれらに対応するためのアクションプランをFATFとともに策定した。これらは、地域内でのアクションプランをFATFとともに策定した。これらは、地域内における状況は各々異なるものの、各國・地域は特定された欠陥に対するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFは、これらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けない。FATFは、維続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地図を特定する。

FATF及びFSRB(FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協議、及び特定された欠陥への対応における進歩について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ継続された期限内のアクションプランの履行を要請する。FATFはこれらアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを懇願する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンは、FATF及びAPG(アジア・太平洋 FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国との資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判断した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な取扱い化、②テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための戦略的枠組みの構築及び履行、③全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④資金洗浄に関連する資金を没収するための手続の構築及び履行、⑤完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、及び⑥クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇願する。

アルバニア

2012年6月、アルバニアはFATF及びMONEYVAL(欧洲 FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、テロリストの資産凍結制度における欠陥に対することを目的とした新法の議会承認を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATFは当該新法を未だ審査しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存する。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの制定及びその履行、及び②テロ資金供与に対する國際協力の枠組み強化を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇願する。

アンゴラ

2010年6月、及び2013年2月には改訂アクションプランを踏まえて再び、アンゴラはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFはある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判断した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資金の没収及びテロリストの資産を迅速なく特定期間するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的に燃能する資金情報機関の確保、及び④司法共助実施のための適切な法律及び手続の確保を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するよう取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇願する。

アンティグア・バーブーダ

ア・ティグア・バーブーダが、FATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した2010年2月以後、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた十分な進歩をみせている。同国は、テロリスト資産を特定し凍結するための手続の履行、守秘義務に関する条項への対処、及び資金洗浄・テロ資金供与対策のための全体的な監督枠組みの改善を含め、アクションプランの履行の大部分に対応した。FATFは、かつてFATFによって特定期間された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行つ。

シナリオ

二三

2011年6月、カンボジアは、FATF及びAPGと協調して、資金洗浄・テロ資金供与等に対する政治的コミットメントの観点から、ハレムでの政治的影響力を持った、資金洗浄・テロ資金供与に対する懸念を示しました。2013年6月以降、同国は資金情勢機関の運営機能強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせています。しかし、FATFはカンボジアの資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存する可能性があると判断しました。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロ資金洗浄・テロ資金供与対策の強化、②資金洗浄・テロ資金供与対策の実効性の確保、③資金洗浄・テロ資金供与対策の透明性の確保、④資金洗浄・テロ資金供与対策の監視・評議の強化等の4つの課題に対する取り組みを実施する方針です。

ストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②効果的に機能する資金情報開闢の構築、及び③クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を行ふも、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が整存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を監査することを検討する。

۷۰

2013年2月、キーボードはFATF及びGAFISUD(南米FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、顧客管理指置及び規則の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。同国は先般、テロリスト資本洗浄・テロ資金供与の届出義務の規定を改善するための規制の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の実効性を向上させることを目的とした3/1/2013通達を公布した。この通達は、より詳細に規定することを目的とするものであるため、FATFは現在これを審査中である。また、同国はGAFISUDと建設的な関係を築いている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策における一定の欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与との適切な犯罪化、②テロリストの資産を特認し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③包括的な顧客管理指置、及び現わい取引の届出義務の確保、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、及び⑤国際協力及び司法共同財にに関する適切な法律・手続の確保を含め、アクションプランの履行へ取組を継続すべきである。PATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの実行過程を監修することを検討する。

2013年10月、イランは、FATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の範囲上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与に対する監督体制の適切な取り扱い、②効果的な機関の構築及び運営、③強制的な罰則の実効化、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤リスト資産を特定し、追跡、凍結するための適切な手続の構築及び運行、⑥顧客管理措置の構築、⑦完全に透明で開かれた金融セクターに対する適切な資金洗浄の履行へ取り組んでいく。FATFは、同国がアクションプランの履行により、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することを懇意とする。

## クウェート

2012年6月、クウェートは、FATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の新法を実施するための規則、及び顧客管理措置に係る中央銀行の通達の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判断した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②特に資金情報機関の確保、運営上の自律性に対応した、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関への取組及び③金融機関が資金情報機関へ資金洗浄・テロ資金供与についての疑わしい取引の届出を行うための効果的な体制の確保を含め、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意とする。

## キルギス

2011年10月、キルギズはFATF及びEAG(ユーラシアFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を示してきた。しかし、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するための戦略上重大な欠陥が残存すると判断した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を示すとともに、①資金洗浄の犯罪化、②テロリストの資産を凍結するための幹組み、及び③資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムにおける残存する問題への対処を含め、アクションプランの履行への取組みを繼續すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意とする。

## ネバール

2011年6月、ナミビアはFATF及びBSAAMLG(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策上の重大な欠陥が残存すると判断した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対する対応を含め、①テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、適切な司法助法制の制定及び履行、完全にかつ効果的に機密する資金情報機関の確保、資金洗浄及びテロ資金供与対策上の問題に対する対応を含め、アクションプランの履行に大筋対応してきた。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

## ニカラグア

2011年6月、ニカラグアはFATF及びCFCATF(カリブ諸国FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、テロリストの資産の凍結に関する大統領令(21-2013)の発出、及び資金情報機関への届出機関向けの規則の発布を開始するなどを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せていく。しか

闇の構造、⑤疑わしい取引の届出義務の創設、⑥全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行へ取組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意とする。

## ナミビア

2011年6月、ナミビアはFATF及びBSAAMLG(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策上の重大な欠陥が残存すると判断した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対する対応を含め、①テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、適切な司法助法制の制定及び履行、完全にかつ効果的に機密する資金情報機関の確保、資金洗浄及びテロ資金供与対策上の問題に対する対応を含め、アクションプランの履行に大筋対応してきた。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

## ラオス

2013年6月、ラオスはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存するとの判断した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の構築及び履行、③テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、④完全にかつ効果的に機密する資金情報機

し、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策において一定の観路上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、FATF及びCFAFETと協働し、①特に現在監督当局に規制されない主体における効果的な顧客管理体制及び記録保存義務の確保、②資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な監視や新しい取引の届出義務の創設、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、及び⑤テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の確保を含め、アクションプランの履行へ取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇願する。

卷之二

2010年2月、及び2013年6月には改訂アクションプランを踏まえ再び、スーダンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重ぶる欠陥に対することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重ぶる欠陥が残存していると判断した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②アリストの資本を特に規制するための効果的な監督体制の確立、③完全かつ効果的に機能する資金情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守のための強制的取締り及情報交換の強化、⑤顧客管理指標の改善、⑥資金洗浄・テロ資金供与と連携して構結するための法律、⑦資金洗浄・テロ資金供与に対する金融機関の認識と遵守の強化、⑧資金洗浄・テロ資金供与に対する監視と対応をための取締りの強化等の8項目を実現するための取組を継続すべきである。FATFは同国が実現する8項目を強調する声明を発表する。

2011年6月、タジキスタンはPATE及びBAGと協力し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、同国は、テロリストの資産に関する新しい規制の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。この規則の發布はあまりに近時に行われたものであるため、PATAFは未だ審査しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策には、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。タジキスタンは、資金洗浄・テロ資金供与対策の実績を連結するための適切なため、PATE及びBAGと連続して協力し、①テロリストの資産を凍結するための追跡的な手続の確保、②資金洗浄につながる全ての前提犯罪に関連する資金を没収するための適切な手段の履行、及び③顧客管理措置に関する問題への対応を含め、

FATFは、同国が残存する資金洗浄、テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を監視するなどを懇意とする。

۲۷۰

ペトナムが、PATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2010 年 10 月以降、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に著しい進歩を示してきた。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、監督枠組みの改善、顧客管理指置及び届出義務の改善と並び、全体的な手続の構築及び履行、及び国際協力の強化を含め、アクションプランの大部 分に対処してきた。PATF は、かつて PATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改善並びにHPD の履行過程を確認するため審査期間を終了する。

19

2011年6月、シンパブエはFATF及びESAIMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の実効性に対することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示しました。2013年6月以降、同国は、国連安保理決議1267及び1313に基づく義務の履行のための新しい規制の發布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の検査を完了していません。しかし、FATFは未だ当該規則の検査を完了していない。しかし、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため著に向けた進歩をみせています。FATFは、ある一定の範囲上重大な欠陥が航行し、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な罪罰化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の整備及び履行、③完全にかつ効果的に機能する資金情報機関に対する確保、④資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な取引の届出義務に対する監視と遵守の強化、及び⑤適切な司法共財法規の制定と施行を行なうため、金融機関の認識と遵守の強化、アセスメントの実行への取組を継続するべきである。FATFは、同国が現在する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を経済

上卷

（五）

FATFは、以下の国・地域がFATFと合意されたアクションプランに關し十分な進捗を示したとは、未だ評価していない。アクションプランの最も重要な事項、及び/又は、アクションプランの大半の事項は対応されていない。仮にこの国・地域が2014年2月までにFATFはこの国・地域を、合意されたアクションプランを行わないリスクを考慮するよう求めるとの追加的な措置をとる。

モンゴルは、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の構築及び履行のための規則の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。同国は、FATF 及び APG と協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対することについて、ハイレベルでの政治的ミントメントを示したにも関わらず、FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた十分な進歩を示したことは評価しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築、及び③金融サービス業者の効果的な規制の実施を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを推奨する。

#### 国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守： 経済プロセスの対象から除外されるる国・地域

(仮訳)

モロッコ

FATFは、モロッコの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進歩を歓迎し、同国が、法規制上の枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるミントメントを達成したことを見識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をGABA(西アフリカFATF型地域体)と協働して継続する。

(以上)

与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をMENAFATFと協働して継続する。

ナイジェリア

FATFは、ナイジェリアの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進歩を歓迎し、同国が、法規制上の枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるミントメントを達成したことを見識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をGABA(西アフリカFATF型地域体)と協働して継続する。

